

## 想定事例に関する検討資料(2)

## 目次

第 1	はじめに	3
第 2	パブリシティ権及び肖像等をみだりに利用されない権利の侵害が問題となる事例（想定事例 5）	3
1	肖像権の侵害について（想定事例 5-1）	3
	(1) 最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 卷 2 号 89 頁〔ピンク・レディー事件〕等の最高裁判例	4
	(2) 肖像権の保護法益及び侵害に関する判断基準並びに想定事例 5-1 について	4
	(3) Y に対する損害賠償請求の範囲について	8
	(4) 差止請求の可否について	9
	(5) X が俳優等ではなく、一般人である場合について（補論）	10
2	パブリシティ権侵害について（想定事例 5-1）	11
	(1) 俳優 X の肖像に関する顧客吸引力について	11
	(2) 俳優 X のパブリシティ権に対する 3 類型該当性について	11
	(3) 肖像権侵害とパブリシティ権侵害の請求について	13
3	声をみだりに利用されない権利の侵害について（想定事例 5-2）	14
	(1) 声をみだりに利用されない権利の保護法益及び侵害に関する判断基準	14
	(2) Y に対する損害賠償請求の範囲及び差止請求の可否について	16
	(3) X が俳優等ではなく、一般人である場合について（補論）	16
4	パブリシティ権侵害について	17
	(1) 声優 X の肖像に関する顧客吸引力について	17
	(2) 声優 X のパブリシティ権に対する 3 類型該当性について	17
5	生成 AI サービスの提供行為等について（補論）	18
	(1) 生成 AI サービスの提供行為等がパブリシティ権侵害となる場合	18
	(2) 生成 AI サービスの提供行為等の共同不法行為責任について	19
第 3	想定事例 3 に関する追加的検討	20
1	本人の「肖像等」の使用について	21
2	肖像等をみだりに利用されない権利の侵害に関する判断	21
第 4	本人以外の者による請求の事例（想定事例 4）	23
1	独占的利用許諾がされた場合（想定事例 4-1）について	23
	(1) 独占的利用許諾契約の有効性について	23
	(2) 独占的利用権者による損害賠償請求及び差止請求について	23
2	パブリシティ権譲渡の合意がされた場合（想定事例 4-2）について	29

第5 死者のパブリシティ権の侵害が問題となる事例（想定事例6）	30
1 パブリシティ権侵害について	30
(1) パブリシティ権の相続性について	30
(2) パブリシティ権の相続性を否定する立場	31
(3) パブリシティ権の相続性を肯定する立場	31
2 不競法について	33
(1) 混同惹起行為該当性	33
(2) 著名表示冒用行為該当性	35
(3) 損害賠償請求及び差止請求の主体	36
第6 死後の肖像権等の侵害が問題となる事例（想定事例7）	37
1 死者の肖像権	37
2 故人に対する遺族の敬愛追慕の情	38
(1) 肯定例	38
(2) 否定例	39
(3) 想定事例7について	40

## 第 1 はじめに

本資料は、事務局において設定した、肖像、声等の無断利用に関する想定事例について、肖像等をみだりに利用されない権利の侵害の有無、損害賠償請求の範囲や差止請求の可否、パブリシティ権侵害の有無、パブリシティ権の譲渡性・相続性、死者の肖像権等の各論点<sup>1</sup>について検討するための一助として、これまでの検討会の議論等も踏まえて各論点の考え方の一案を示すものである。飽くまでも、第3回検討会の議論を促進する観点から作成したものであり、本資料をもって事例の結論について、法務省としての見解を示すものではなく、その結論を保証するものでもないことに留意されたい。

## 第 2 パブリシティ権及び肖像<sup>2</sup>等をみだりに利用されない権利<sup>3</sup>の侵害が問題となる事例（想定事例 5）

### 1 肖像権の侵害について（想定事例 5-1）

#### 想定事例 5-1

Yは、俳優Xに無断で、画像生成AIアプリに俳優Xの肖像とAの裸の画像とを入力した上で、Xの顔とAの裸を合成する指示をして、Xが裸になっているかのような画像（以下「本件画像5-1」という。）を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た。本事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。



※ Xが俳優ではなく、一般人である場合はどうか。

<sup>1</sup> 本検討会は、肖像・声等の無断利用による不法行為の要件のうち、権利（パブリシティ権、肖像等をみだりに利用されない権利）侵害の有無等を中心に検討するものであり、故意・過失の要件については、直接の対象とはしていない。

<sup>2</sup> 隈元利佳「実在する個人を再現するCAの作成・利用と人格権—肖像権に焦点を当てて」君嶋裕子＝田中浩之＝麻生典『サイバネティック・アバター（CA）と法』（弘文堂、2025年）144～145頁は、「肖像」という法的概念について、①人の容貌等それ自体及び②容貌を写真等の形において複製し具体化したものの双方を指す概念として用いられる旨説明しており、本資料でもかかる整理を前提とする。

<sup>3</sup> 肖像権の法概念については、大別すると、肖像の商業的価値を保護法益とするパブリシティ権とは区別される概念として、「肖像が有する精神的価値を保護する権利」であると説明する立場（狭義の肖像権）と、広く「人の容貌、姿態に関する権利ないし人格的利益」を指し、パブリシティ権も肖像権の一側面であると説明する立場（広義の肖像権）があるが、本資料においては、前者の狭義の肖像権を「肖像権」と呼称し、「肖像等をみだりに利用されない権利」についても、パブリシティ権とは別の概念として整理する。

想定事例 5-1 は、「肖像等をみだりに利用されない権利」の中でも、肖像に関するものであるから、端的に「肖像権」と称する。

(1) 最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 卷 2 号 89 頁〔ピンク・レディー事件〕等の最高裁判例

最判平成 17 年 1 月 10 日民集 59 卷 9 号 2428 頁〔法廷内写真撮影事件〕が、人はみだりに自己の容ぼう等を撮影されない人格的利益を有する旨を判示し、自己の容ぼう等を描写したイラストについても、これをみだりに公表されない人格的利益を有する旨を判示した。

そして、ピンク・レディー事件最高裁判決は、「人の氏名、肖像等は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される」旨を判示した。既に、氏名については、最判昭和 63 年 2 月 16 日民集 42 卷 2 号 27 頁で、「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、他人からその氏名を正確に呼称されることについて、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益を有するものというべきである」とされており、排他性を有する権利として承認されていたところ、ピンク・レディー事件最高裁判決は、氏名、肖像の精神的価値を保護する法的利益を、氏名権、肖像権として、排他性を有する権利として承認したものとされている<sup>4</sup>。

(2) 肖像権の保護法益及び侵害に関する判断基準並びに想定事例 5-1 について

ア 撮影・公表行為の肖像権侵害の判断枠組み—法廷内写真撮影事件最高裁判決

法廷内写真撮影事件最高裁判決は、人の容貌等をその承諾なく撮影する行為における不法行為の成否に関する判断枠組みについて、「被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して」、被撮影者のみだりに自己の容貌等を撮影されない人格的利益の侵害が「社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである<sup>5</sup>」とした上で、撮影が違法と評価される場合には、その容貌等が撮影された写真を公表する行為も違法性を有すると判示した。

<sup>4</sup> 中島基至「判解」最判解民事篇平成 24 年度 27～28 頁

<sup>5</sup> 法廷内写真撮影事件最高裁判決の調査官解説（太田晃詳「判解」最判解民事篇平成 17 年度（下）792 頁以下）は、人の肖像を作成、公表する行為が肖像についての人格的利益を侵害するものとして不法行為を構成するかどうかは、結局のところ、肖像の保護によって得られる利益と肖像の公表等によって得られる利益の衡量判断の問題と解され、このように考えることにより、多様な局面が考えられる肖像写真の撮影や公表の事案について柔軟な利益衡量をすることができると説明している。

法廷内写真撮影事件最高裁判決は撮影が適法な場合にその公表等が違法になる判断基準については判示していないが、容貌等の撮影行為が違法とは認められない場合でも、その公表行為について、法廷内写真撮影事件最高裁判決を踏まえ、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、公表の目的、公表の態様、公表の必要性等を総合考慮して、被撮影者の自己の容貌等を撮影された写真等をみだりに公表されない人格的利益の侵害が生活上受忍の限度を超えるかどうかを判断して、公表自体の違法性の有無を検討すべきとする見解<sup>6</sup>や裁判例<sup>7</sup>がある。これらは撮影行為が適法でも、その利用により被撮影者の人格的利益を侵害するのであれば肖像権侵害を肯定すべきであるという判断に基づくものと考えられる。

もともと、肖像権の保護法益は、プライバシー、名誉感情、私生活の平穏など事案や場面によって様々であり、具体的な事例ごとにいかなる保護法益の侵害が問題となるかを特定していくことが必要であるとされる<sup>8</sup>。

そして、いくつかの裁判例<sup>9</sup>では、撮影又はその公表等の行為について、次の3つの類型など、被撮影者の被る精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超える場合に限り、肖像権を侵害するものとして不法行為法上違法となると解する判断手法を用いている<sup>10</sup>。

第1類型	被撮影者の私的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該撮影情報が公共の利害に関する事項ではないとき
第2類型	公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該撮影情報が社会通念上受忍すべき限度を超えて被撮影者を侮辱するものであるとき
第3類型	公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該撮影情報が公表されることによって社会通念上受忍すべき限度を超えて平穏に日常生活を送る被撮影者の利益を害するおそれがあるとき

<sup>6</sup> 公益社団法人商事法務研究会「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」（令和4年5月）37頁

<sup>7</sup> 一例として、東京地判令和5年3月24日判タ1522号209頁

<sup>8</sup> 公益社団法人商事法務研究会・前掲注6）36～37頁

<sup>9</sup> 東京地判令和4年7月19日判タ1507号240頁、東京地判令和4年10月28日判タ1513号232頁、東京地判令和5年12月11日判タ1520号244頁

<sup>10</sup> 中島基至「スナップ写真等と肖像権をめぐる法的問題について」判タ1433号（2017年）5頁以下。他にも、肖像権の侵害判断において、実質的な保護の対象となる権利利益の性質を探究すべきという主張に賛同するものとして、斉藤邦史『プライバシーと氏名・肖像の法的保護』（日本評論社、2023年）154頁。

他方、必ずしも、上記の保護法益に直ちには引きつけて考えられない侵害事案も想定でき、そうした事案では、想定される保護法益の性質を踏まえ、法廷内写真撮影事件最高裁判決を出発点とする総合考慮による判断手法により判断していくことが考えられる<sup>11</sup>。

#### イ 生成AIにより出力された肖像の利用行為に係る侵害の判断要素

上記ア記載の類型化された判断枠組みは、撮影及びその公表行為に関するものであるから、生成AIにより生成された肖像の利用行為にそのまま用いることはできないと考えられる。もっとも、生成AIにより出力された肖像の利用についても、基本的には、上記ア記載のとおり、プライバシー、名誉感情、私生活の平穩といった保護法益を特定することが可能である場合には、それぞれの判断枠組みに沿って判断していくのが相当と考えられる。

なお、生成AIが出力した肖像を利用する場合には、生成AIにより他人の肖像に一定程度類似する画像を偶然生成し、これを公開した場合は、故意又は過失の判断に影響を与える可能性があるほか、類似性の程度が高いものといえない場合には、そのような事情が受忍限度の枠内でも考慮され得る。

#### ウ 想定事例5-1について

想定事例5-1は、俳優Xが裸になっているかのような画像（本件画像5-1）を生成し、これをSNS上に公開した事例であり、Xの名誉感情又は私生活の平穩が保護法益として問題となる事例と考えられる。

##### (7) 本人の肖像の使用の有無について

一般に、名誉毀損は、社会的名誉が保護法益とされていることに鑑み、対象者を同定することができる必要があるとされており、その判断は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断されるものとされる。また、プライバシーの侵害の場合にも、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とした同定可能性が必要とされている<sup>12</sup>。

<sup>11</sup> プライバシーや名誉感情、私生活の平穩といった保護法益に直ちには引きつけて考えることのできない事例についても肖像権により保護すべき場合があり得ることを示唆するものとして、公益社団法人商事法務研究会・前掲注6)37～38頁

<sup>12</sup> 公益社団法人商事法務研究会・前掲注6)39頁は、「写真等の顔の部分加工されており、一般の閲覧者には被害者を同定できないが、被害者を揶揄する意図や態様で加工が行われて公表されていると認められるような場合には、名誉感情の保護法益を侵害するものとして、肖像権侵害が認められ得ると考えられる。また、顔が映っておらず、一般の閲覧者には被害者を同定できないが、写真等の内容が被害者の身体の性的な部分を殊更に写したものである場合には、それがインターネット上に投稿され、拡散等することにより被害者が強い羞恥心や不安感等を覚えるものであることから、プライバシーという保護法益の侵害が認められるかどうかはともかく、私生活の平穩という保護法益が侵害されたものとして、肖像権侵害が認められることも有り得るものと考えられる。」とする。

これに対し、名誉感情や私生活の平穩の侵害については、名誉毀損やプライバシーの侵害と異なり、対象者の同定性が必ずしも必要とはされず、客観的に本人の肖像等の写真等であると認められるときは、肖像権の侵害を肯定し得るものとされる<sup>13</sup>。

想定事例5-1では、俳優Xの顔と他人の裸を合成する指示がされ、俳優Xと同一の顔の者が裸になっているかのような画像が生成されているから、その画像に投影された人物の顔の部分を見れば俳優Xの肖像を使用しているものと容易に特定できると考えられる。

なお、想定事例5-1とは異なり、画像生成AIアプリに対して、(画像の合成指示ではなく)俳優Xの裸の画像を生成するよう指示を出し、これにより生成された俳優Xによく似た者の裸の画像を公開した場合においても、SNS上の他の俳優Xを連想させる情報等も考慮し、俳優Xの「肖像等」を使用するものと判断できると考えられる。

#### (イ) 受忍限度について

Yの行為が肖像権侵害となるか否かについては、個別具体的な事情を考慮して、社会生活上受忍の限度を超えて俳優Xの肖像権を侵害するものか否かを検討する必要があると考えられる。

知財高判平成27年8月5日(平成27年(ネ)10021号)は、女性芸能人の顔を中心とした肖像写真の胸部に相当する箇所に、画像編集・加工ソフトにより、裸の胸部のイラストを合成し、その画像を掲載した事案で、それ自体も注意深く見ればイラストであることに気付くことができるとはいえるとしつつ、原告らに対する性的な関心を煽り、原告らに羞恥心や不快感を抱かせるものであったなどと判断した。

想定事例5-1における本件画像5-1は、生成AIにより生成されており、俳優Xが裸になっているかのような印象を見る者に与えかねないものである。また、本件画像5-1は、イラストの合成ではなく、生成AIにより生成したものであって、画像編集・加工ソフトを用いる場合とは比較にならないほど精巧であると考えられる。そのため、本件画像5-1の公開は、Xに強い羞恥心や不快感を抱かせ、自尊心を傷つけるものと認められ、社会通念上受忍すべき限度を超えてXの名誉感情及び私生活の平穩を不当に侵害

<sup>13</sup> 福岡地判令和元年9月26日判時2444号44頁は、「名誉感情侵害はその性質上、対象者が当該表現をどのように受け止めるのかが決定的に重要であることからすれば、対象者が自己に関する表現であると認識することができれば成立し得ると解するのが相当である。そして、本件でも、対象者である本件記事の男性、すなわち原告は本件記事が自己に関する記事であると認識している。これに対し、一般の読者が普通の注意と読み方で表現に接した場合に対象者を同定できるかどうかは、表現が社会通念上許容される限度を超える侮辱行為か否かの考慮要素となるにすぎない。」とする。

するものとして肖像権を侵害すると評価される可能性が高いと考えられる<sup>14</sup>。

知財高判平成27年8月5日（平成27年（ネ）10021号）〔週刊実話事件〕

Xらを含む女性芸能人の顔を中心とした肖像写真の胸部に相当する箇所に、裸の胸部（乳房）のイラストを合成した画像を掲載した記事について、その肖像を無断で使用された女性にとって、自らの乳房や裸体が読者の露骨な想像の対象となるという点において、強い羞恥心や不快感を抱かせ、その自尊心を傷付けられるものであると認め、同記事にはXらの芸能活動に関係する性的な表現を含むコメントや、露骨な性的関心事を評価項目とするレーダーチャートも付され、これらによって読者のXらに対する性的な関心を煽り、原告らに羞恥心や不快感を抱かせるものであったことによれば、本件記事は、社会通念上受忍すべき限度を超えてXらの名誉感情を不当に侵害するものであるとともに、受忍限度を超えた肖像等の使用に当たるとした。

なお、想定事例5-1は、Yが、本件画像5-1をSNS上に公開して収益を得た場合であるが、仮にYが収益を得る目的がなく公開した場合であっても、パブリシティ権とは異なり、肖像権が精神的価値に基礎を置くものであることからすると、肖像権侵害の成否に直ちに影響はなく、Yの本件画像5-1の公開の目的等を踏まえて個別に判断されるものと考えられる。

### (3) Yに対する損害賠償請求の範囲について

肖像権は、精神的価値に基礎を置く権利であるから、その侵害による損害賠償請求は、原則として、慰謝料の範囲で認められるものと考えられる<sup>15</sup>。

慰謝料の算定は諸事情を総合的に考慮されるが、週刊実話事件の第1審は、羞恥心を著しく害されるなどの精神的被害を受けたことに加え、掲載された雑誌の発行部数等を考慮して、慰謝料を75万円と算定している。想定事例5-1では、生成AIにより精巧な画像が生成されていることや、本件画像5-1のSNS上の拡散の程度等が慰謝料の考慮要素となり得るものと考えられる。

<sup>14</sup> なお、参考として、アイドルのヌード合成写真（いわゆるアイコラ画像）について、「極めて精巧な合成写真」であり、「画像を見るだけでは、これが合成写真であることを見抜くことはほとんど不可能」であることに鑑み、そのような画像の掲載に名誉毀損罪の成立を認めた刑事事件の裁判例（東京地判平成18年4月21日（平成17年（刑わ）第5073号））がある。

<sup>15</sup> 限元・前掲注2）157～158頁は、肖像権侵害による損害賠償請求において、肖像の公開により本来受け取るべきである報酬を本人が受け取っていないという逸失利益の賠償を認めるべき場合には、肖像権が構成する財産的利益部分の侵害として捉えることになり、「これは従来の肖像権の理解において馴染みのないものを権利概念のなかに持ち込むことになり、肖像権とパブリシティ権の概念上の区別にも再考を迫ることになる」と指摘する。

#### (4) 差止請求の可否について

##### ア 肖像権侵害の差止請求の要件

ピンク・レディー事件最高裁判決の調査官解説は、「差止請求権が認められるかどうかは、侵害されたと主張される利益が「排他性」を有する権利によって保護されるものであるか否かという点が決め手になる」と指摘した上で、パブリシティ権については「本判決は…パブリシティ権を人格権に由来する権利の一内容を構成する「排他的権利」であると説示していることからすれば、パブリシティ権を侵害された者が侵害行為の差止めを求め得ることを当然の前提としていると解される」とし、肖像権についても、「本判決が、上記最三小判昭和63・2・16によって既に排他性を有する専用使用権として承認されている氏名権とは区別せずに、肖像権が認められると説示する趣旨を踏まえると、本判決は、パブリシティ権と同様に、氏名権についても排他的な権利としてこれを確認するとともに、併せて肖像権についても排他的な権利としてこれを初めて承認したものと解される」と説明する<sup>16</sup>。そして、担当調査官による別の文献には、肖像権についても、パブリシティ権と同様に、不法行為法上違法となる行為については、同時に防止措置を講ずる必要性が高いといえ、差止請求が認められる要件も、不法行為法上違法となる要件と同一のものとなる旨説明するものがある<sup>17,18</sup>。

##### イ 裁判例

裁判例においては、肖像権侵害による差止請求権自体を否定するものは見当たらず、以下のとおり、個別具体的事情の下に、差止請求が肯定され、又は否定されており、いずれも、一般的に肖像権侵害の要件を加重するものはない。また、廃棄請求を認めたものもある。

##### (7) 差止請求肯定例

東京地判令和5年1月26日(令和3年(ワ)第11118号)〔艦隊これくしょん事件〕

Yが、専ら揶揄する目的で、育成シミュレーションゲームのプロデューサーであるXの顔貌を元にマスクを作成し、同ゲームをテーマにした同人誌即

<sup>16</sup> 中島・前掲注4)27～28頁

<sup>17</sup> 中島・前掲注10)7頁

<sup>18</sup> このような説明に対しては、私生活の平穏を背景とする肖像権の侵害においては、私生活の平穏に相当する人格的利益が肖像の利用を伴うことでただちに人格権としての排他性を備えると解すべき根拠は明らかでないことや、そもそも人格権の侵害が問題になる場合でも、差止請求における違法性判断と損害賠償請求における違法性の判断は同一ではないと解されていることから、差止請求における違法性の判断は、救済の内容に応じた必要性の考慮を要すると解すべきであるとの指摘もある(斉藤・前掲注10)157～158頁)。

売会において着用するなどしたことが、Xの肖像権等を侵害するとして、Xが本件マスクの複製等の差止め及び本件マスク等の廃棄等を求めた事案。

裁判所は、Yによる本件マスクの着用等は、Xの肖像に係る人格的利益の侵害に当たるとした上で、本件同人誌の内容及び本件マスクの着用等の状況に加え、Yが本件マスク及びその作成に当たり使用したデータを廃棄その他の方法により既に使用不能にしたことを認めるに足りる証拠がないことからすると、本件マスクによるXの肖像に係る人格的利益の侵害を停止又は予防するためには、本件マスク及びその作成に使用したデータの廃棄の必要性があるとして、肖像に係る人格的利益の侵害をもって、差止請求を認めた。

#### (イ) 差止請求否定例（差止め及び廃棄の必要性を否定）

知財高判平成27年8月5日（平成27年（ネ）10021号）〔週刊実話事件〕

裁判所は、当該記事が掲載された本件雑誌は週刊誌であるから、発売日から1週間の店頭販売期間の経過後は、Yが本件雑誌を店頭販売のために印刷し、販売することはないこと、Yのホームページ上に本件雑誌を含む過去に発行された「週刊実話」の表紙がバックナンバーとして掲載され、バックナンバーの購入方法についての記載がされているが、Yが本件雑誌の在庫を販売のため保有していると認めるに足りる証拠はないことから、口頭弁論終結時点においてYが本件雑誌を販売し、又は販売するおそれがあると認めることはできず、差止及び廃棄の必要性が認められないとして、差止請求を認めなかった。

#### ウ 想定事例5-1について

想定事例5-1において肖像権侵害が認められる場合、SNS上に当該動画がなお公開された状態になっているなど、差止めの必要性があるようであれば、Xは、Yに対し、その投稿の削除を求めることができると考えられる<sup>19</sup>。

#### (5) Xが俳優等ではなく、一般人である場合について（補論）

Xが俳優等ではなく一般人である場合に、肖像権侵害の有無に違いはあるかについて検討する。

肖像権は、肖像本人の精神的価値に基礎を置く権利であるところ、本人のプラ

<sup>19</sup> なお、Xは、当該動画投稿サービスを行うプラットフォーム事業者に対しても、当該動画の削除を求めることができると考えられる。この場合に、肖像権侵害に加えて更なる要件が必要となるか否かは議論の余地があり得るが、プライバシーに属する事実がSNS上に投稿された事案で、その運営事業者に対する削除請求を認めた最判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁は、プライバシー侵害に関する判断枠組みの要件を加重していない。

イバシー、名誉感情又は私生活の平穩等の人格的利益を侵害するような態様で肖像利用が行われた場合においてまで、一般人と有名人を区別する必要性があるとはいえない。想定事例 5-1 で Y が公開した本件画像 5-1 は、X が裸になっているかのように合成した画像であり、そうした画像の公開により、肖像本人が抱く強い羞恥心や不快感の程度、自尊心を傷つけられる度合いについて、一般人と有名人との間に差異は見出しにくい。したがって、想定事例 5-1 において、X が一般人である場合に、X が俳優である場合に比して肖像権侵害の有無等に大きな差異が生ずる可能性は低いといえる。

## 2 パブリシティ権侵害について（想定事例 5-1）

パブリシティ権侵害の判断に関する一般論については、資料 8-2 の 2 頁以下に記載のとおりであるから、以下では、想定事例 5-1 における検討のみ行う。

### (1) 俳優 X の肖像に関する顧客吸引力について

俳優 X が一定の知名度を有することや、Y が収益目的で利用している事実も踏まえると、顧客吸引力が認められる場合があると考えられる。

### (2) 俳優 X のパブリシティ権に対する 3 類型該当性について

#### ア 相手方による本人の「肖像等」の使用について

想定事例 5-1 では、俳優 X の顔と他人の裸を合成する指示がされ、X が裸になっているかのような本件画像 5-1 が生成されているから、本件画像 5-1 が俳優 X を知る者にとって識別可能な程度に X 本人に類似していると評価され、X 本人の「肖像等」を使用するものと判断される可能性が高い。

#### イ 「商品等」の該当性

想定事例 5-1 は、SNS 上に画像を公開して収益を得るものであって、画像それ自体を有償で販売するものではないが、Y が、SNS 上にコンテンツを公開して収益化する方法により収益を得る手段として画像を公開した場合には、当該公開された画像は「商品等」に当たるといい得る。

#### ウ 3 類型該当性

##### (7) 第 1 類型該当性

第 1 類型は、「肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用」する類型であり、想定事例 5-1 では、主として、Y が公開した画像における肖像等が「独立して」鑑賞の対象となっているか（以下「独立要件」という。）が問題となる。

知財高判平成27年8月5日（平成27年（ネ）10021号）〔週刊実話事件〕は、当該記事の目的について、本人の肖像写真に他人の裸の画像を合成の上、これらに付された卑猥なコメントやレーダーチャートと相俟って、Xの裸体を読者に想像させるというものと認定し、これを前提に、記事にXらの肖像等を無断で使用する行為は、肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用するものとはいえないと判断している。

これを前提とすると、想定事例5-1は、Yが、Xの肖像写真に他人の裸の画像を合成して生成した、Xが裸になっているかのような画像それ自体を単独で公開したものであり、これとは別にコメント等が付されているものでもない。そのため、本件画像5-1にXの肖像等を無断で使用する行為は、肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用するものと評価し得ると考えられる。

知財高判平成27年8月5日（平成27年（ネ）10021号）〔週刊実話事件〕

裁判所は、本件記事の内容やその体裁に照らすと、本件記事は、女性芸能人らの肖像写真それ自体を鑑賞の対象とすることを目的とするものというよりもむしろ、上記肖像写真に乳房のイラストを合成することによって、これらに付された上記のようなコメントやレーダーチャートと相俟って、女性芸能人らの乳房ないし裸体を読者に想像させることを目的として、女性芸能人らの肖像写真に乳房のイラストを加えることによって新たに創作されたものを、読者による鑑賞の対象とするものであり、本件記事における乳房のイラスト部分は、コメントやレーダーチャートとともに本件記事における不可欠の要素となっており、これらを単なる添え物と評価することは相当ではないとして、本件記事にXらの肖像等を無断で使用する行為は、肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用するものとはいえないとした。

#### (イ) 第2類型該当性

第2類型は、「商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付す類型」であるところ、本件画像5-1が、Xの肖像写真に他人の裸の画像を合成することにより、Xの裸体を読者に想像させることを目的とするものといえる場合には、Xの肖像が商品等を組成する要素として機能しているといえ、本件画像5-1にXらの肖像等を無断で使用する行為は、商品に「付す」とはいえないとの考え方があり得る。他方、第2類型は、「肖像等を商品に付す」

行為につき、肖像等を使用する行為をも含むものと解釈する場合には<sup>20</sup>、Xの肖像等の顧客吸引力を利用することによって他の商品との差別化を図る目的が肯定され、本件画像5-1にXの肖像等を無断で使用する行為が、第2類型に当たると解することもあり得る。なお、週刊実話事件一審判決は、問題の記事が、全248頁の雑誌中の巻末に近いモノクログラビア部分に掲載されたもので、表紙にも取り上げられていないことなどが考慮され、専ら顧客吸引力を利用する目的を否定している。これに対し、想定事例5-1は、Xの肖像写真に他人の裸の画像を生成AIにより合成した画像のみをSNSに公開したものであり、こうした事情は、「商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付」したとの判断の考慮要素になり得ると考えられる。

### (3) 肖像権侵害とパブリシティ権侵害の請求について

本件画像5-1のような画像をSNSに公開する行為については、精神的価値に基礎を置く肖像権侵害を主張する機会が多いとは考えられるが、パブリシティ権を併せて主張することもあり得るものと考えられる。

パブリシティ権と肖像権は、保護法益や要件を異にしており、理論上は両立し得るものと考えられる<sup>21</sup>。

ピンク・レディー事件最高裁判決以後の裁判例では、パブリシティ権侵害を否定しつつ肖像権侵害を肯定した事例として、知財高判平成27年8月5日（平成27年（ネ）第10021号）〔週刊実話事件〕や東京地判令和5年1月26日（令和3年（ワ）第1118号）〔艦隊これくしょん事件〕がある。また、東京地判平成25年4月26日判タ1416号276頁〔ENJOY MAX事件〕は、芸能活動開始前の写真及び私生活における写真の公開においてはプライバシーの侵害が問題となるとして、パブリシティ権侵害を否定している。

以上に対し、知財高判令和5年9月13日（令和5年（ネ）第10025号）〔FEST VAINQUEURメンバー事件〕は、パブリシティ権侵害と肖像

<sup>20</sup> 中島基至「人声権（Right of Human Voice）の生成と展開」Law and Technology 106号（2025年）7頁は、声のパブリシティ権に関する説明ではあるが、「第2類型とは、商品等の差別化を図る目的で人の声を商品等に使用する場合を違法類型とするものである」としている。

<sup>21</sup> 中島・前掲注4）56頁は、「パブリシティ権と肖像権侵害とは、人格の異なる側面に係る侵害に着目するものであるから、理論的には両立し得るといえようが、現実的には「心」を痛めて肖像権侵害を主張する者は、肖像等を公開して「金」とすることを望まないと思われる一方、「金」を求めてパブリシティ権侵害を主張する者は、顧客吸引力を有する肖像等を公開しても「心」を痛めるとは思われない。実際には、肖像等の利用が人格から生ずる財産的利益と人格的利益の両者を侵害したとして、パブリシティ権侵害と肖像権侵害をいずれも主張し得る場合は限られると思われる」とする。これに対し、堀江亜以子「パブリシティ権侵害と損害賠償」渋谷達紀教授追悼論文集編集委員会編『知的財産法研究の輪 渋谷達紀教授追悼論文集』（發明推進協会、2016年）761頁は、パブリシティ権侵害と肖像権侵害をいずれも主張し得る場合が限定されるのは、「肖像等の公開」そのものが人格権侵害を構成するような場合、すなわちプライバシー権侵害に当たる場合であり、写真の内容そのものではなく、その利用態様が問題とされている場合には、パブリシティ権と人格的利益の侵害は十分に両立し得るとする。

権侵害のいずれも認めており、いずれの要件をも満たす場合において、いずれかの侵害が成立することをもって他方の侵害が否定されるものではないと考えられる。

### 3 声をみだりに利用されない権利の侵害について（想定事例5-2）

#### 想定事例5-2

Yは、生成AIアプリにより、声優Xの声を合成し、Xが猥褻なテキストを読み上げているかのような音源（以下「本件音源5-2」という。）を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た。本事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。



※ Xが声優ではなく、一般人である場合はどうか。

#### (1) 声をみだりに利用されない権利の保護法益及び侵害に関する判断基準

##### ア 保護法益及び判断基準について

ピンク・レディー事件最高裁判決は、「人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される」とし、肖像等をみだりに利用されない権利の法的権利性を承認したところ、この「肖像等」には、人の声も、肖像と同様に個人の人格の象徴であって、保護の対象となると含まれるものと解される。

従来より、声の無断録音については、撮影の場合と同様に、一定の場合にプライバシーを侵害するものとされてきたが<sup>22</sup>、氏名権や肖像権は、伝統的なプライバシーの一環として位置付けるのではなく、氏名や肖像自体に着目してその利益を保護する法概念として再構成されたものとされ、人の声についても、本人識別情報であって、同時に個人の人格の象徴であることを踏まえ、それから生ずる精神的価値を権利として保護すべきものと考えられる。ピンク・レディー事件最高裁判決は、こうした観点から、「人の氏名、肖像等」の「等」にサイン、署名、声、ペンネーム、芸名等の本人識別情報が含まれるものとしたと

<sup>22</sup> 大阪地判令和5年12月7日判タ1527号214頁、東京地判平成27年7月22日（平成25年（ワ）28651号）

されている<sup>23</sup>。

生成AIにより出力された音声の公開による権利侵害の事案においても、法廷内写真撮影事件最高裁判決を出発点とする総合考慮の方法により、本人の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるかどうかを判断して、違法性を検討すべきであると考えられる<sup>24</sup>。そして、保護法益を特定できる事案においては、その性質を踏まえて不法行為法上の違法性等の判断をすべきである点については前記第2の1(2)ア及びイと同旨である。

## イ 想定事例5-2について

想定事例5-2は、Xの声で猥褻なテキストを読み上げるものであるから、想定事例5-1と同様に、Xの名誉感情又は私生活の平穏が保護法益として問題となる事例と考えられる。

### (ア) 声優Xの声の使用の有無について

名誉感情や私生活の平穏の侵害については、名誉毀損やプライバシーの侵害と異なり、対象者の同定性が必ずしも必要とはされず、客観的に本人の声と認められるときは、声をみだりに利用されない権利の侵害を肯定し得るものとされる点については、前記1(2)ウ(ア)と同旨である。

その上で、声については、識別力が相対的に弱いとされており、ある合成された音声情報から、その声の主体を特定することは一般的には容易ではなく、声の同一性又は類似性をどのように判断するかは検討課題となり得るところ、声優（その演じているキャラクターの声を含む。）との類似性が問題となる場合には、パブリシティ権の場合と同様に、声優Xの声の質、あるいは本人が実際に作品等で用いるセリフや声の特徴が再現されている、または、本人の氏名や本人が出演する作品、作品中で演じているキャラクターを示唆する情報等が付加されている場合には、それらの事情は積極的に類似性を肯定する要素になるものと考えられる。想定事例5-2では、生成AIアプリにより、声優Xが猥褻なテキストを読み上げている音源が生成されており、生成された音声と本人の声との類似性のほか、本人が実際に作品等で用いるセリフや声の特徴が再現されている場合にはそういった要素等が考慮され得る。さらに、相手方使用に係る音声と本人の声の類似性に加え、相手方が

<sup>23</sup> 中島・注20) 2～3頁

<sup>24</sup> なお、荒岡草馬ほか「声の人格権に関する検討」情報ネットワーク・ローレビュー22巻(2023年)38頁は、人の声を再現する行為については、肖像の利用に比べその目的や必要性が乏しいものと思われることから、声の人格権侵害の違法性を判断するにあたり、自身の声が無断で音声合成等されること社会生活上の受忍限度は自らの肖像が作成されることに比べて小さくなると考えられる旨指摘するが、音声合成サービスが普及し、声の無断利用による権利侵害が懸念されている現状においては、異なる配慮が求められると考えられる。

使用する音声に関し、その SNS において、本人の氏名や本人が出演する作品、作品中で演じているキャラクターを示唆する情報等が付加されている場合には、このような付加的情報は、相手方による音声の使用が、本人の声を使用しているものと認める要素になると考えられる。本人やその演じているキャラクターの氏名・名称等を直接的に使用せず、様々なその作品やキャラクター等の関連情報を散りばめて本人の声であることを暗示していると認められる場合にも、本人の声を使用していることについての肯定的な事情となり得る。

#### (イ) 受忍限度について

事例 5-2 において、声優 X が猥褻なテキストを読み上げているかのような音源 5-2 を生成し、これを SNS 上に公開した Y の行為が、声をみだりに利用されない権利の侵害として不法行為法上違法と評価できるかについては、個別具体的な事情を考慮して、社会生活上受忍の限度を超えて俳優 X の上記権利を侵害するものかを判断するものと考えられる。

当該音源は、許諾なく X の声で猥褻なテキストを読み上げるものであり、一般的には、X に強い羞恥心や不快感を抱かせ、自尊心を傷つけるものとの評価がされ得ると考えられ、社会通念上受忍すべき限度を超えて X の名誉感情及び私生活の平穩を不当に侵害するものとして、声をみだりに利用されない権利を侵害するといえる。さらに考慮し得る事情としては、合成された X の声がどのように取得されたものか（公開されている作品等から抽出したものか、無断録音によるものか）、SNS 上で公開された音源の中で X の声を読み上げている猥褻なテキストの内容等が挙げられる。

#### (2) Y に対する損害賠償請求の範囲及び差止請求の可否について

これらの点については、想定事例 5-1 と異なるところはないと考えられる。

#### (3) X が俳優等ではなく、一般人である場合について（補論）

本人のプライバシーの利益、名誉感情又は私生活の平穩等の人格的利益を侵害するような態様で利用された場合に、違法性の判断や損害賠償の範囲等において、一般人と有名人を区別する必要性を直ちに見出しにくい点については、声についても、前記第 2 の 1 (5) で述べたところと同旨である<sup>25</sup>。

他方、本人の声が使用されているかの判断について、声はもともと識別力が相

<sup>25</sup> ただし、一般人の声の利用については、声優や歌手の声の利用の場合に比して、無断録音により本人の声のデータが取得されている可能性が高いと考えられ、無断で声が録音されて利用された場合には、その違法性を肯定しやすくなるといえる。

対的に弱いとされており、ある合成された音声情報から、その声の主体である一般人を特定することは容易ではないといえる。

たとえば、想定事例5-2で、音源を公開したSNSにおいて、本人の氏名や顔写真等の情報等が付加されている場合には、このような付加的情報は、考慮要素となると考えられる。さらに、例えば、XとYに一定の個人的関係性があるか否か、Yが、Xの肖像が投影された画像を取得する機会があったか否か、YがXを揶揄する意図で生成したか否かなどの諸事情をも考慮されることとなると考えられる。

#### 4 パブリシティ権侵害について

##### (1) 声優Xの肖像に関する顧客吸引力について

声優Xについて、YがXの声を用いて収益を得ていると認められる場合には、基本的に、顧客吸引力が認められる場合があると考えられる。

##### (2) 声優Xのパブリシティ権に対する3類型該当性について

###### ア 相手方による本人の声の使用について

想定事例5-2では、生成された音声と声優X本人の声との類似性のほか、Xが実際に作品等で用いるセリフや声の特徴が再現されているか等が考慮され得るものと考えられる。また、Y使用に係る音声とXの声の類似性に加え、Yが使用する音声に関し、そのSNSにおいて、Xの氏名やXが出演する作品、作品中で演じているキャラクターを示唆する情報等が付加されている場合には、このような付加的情報は、Yによる音声の使用が、Xの声が有する顧客吸引力を利用するものと認められるか否かにあたり、考慮要素となると考えられる。X本人やその演じているキャラクターの氏名・名称等を直接的に使用せず、様々なその作品やキャラクター等の関連情報を散りばめてXの声であることを暗示していると認められる場合にも、Xが有する声の顧客吸引力を利用してることについての肯定的な事情となり得ると考えられる。

###### イ 「商品等」の該当性

「商品等」については、想定事例5-1での検討と同様であり、前記第2の2(2)イのとおりである。

###### ウ 3類型該当性

###### (7) 第1類型該当性

想定事例5-2では、猥褻なテキストを読み上げる音声としてXの声を利用しており、「肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使

用」(第1類型)していると評価し得る。

#### (イ) 第2類型該当性

想定事例5-2において、YはXが猥褻なテキストを読み上げているかのような音源(本件音源5-2)を生成・公開しており、Xの音声そのものが「商品等」であって、本件音源5-2にXの声に使用する行為は、「肖像等を商品に付す」行為には当たらないという見方があり得る。他方、「肖像等を商品に付す」につき、肖像等を使用する行為をも含むものと解釈する場合<sup>26</sup>には、Xの声の顧客吸引力を利用することによって他の商品との差別化を図る目的が肯定され、本件音源5-2にXの声を無断で使用する行為が、第2類型に当たると解する余地がある<sup>27</sup>。

### 5 生成AIサービスの提供行為等について(補論)

生成AIサービスの提供行為等について、第2回の議論を確認しつつ、踏まえて改めて整理する。

#### (1) 生成AIサービスの提供行為等がパブリシティ権侵害となる場合

まず、画像生成AI及び音声生成AIについて、肖像等の顧客吸引力を有する俳優や声優等と同一又は類似の肖像等を生成することが容易な生成AIサービスを、その容易性をセールスポイントとして販売する場合には、パブリシティ権侵害の3類型と実質的に同一の行為として、「など」に含まれ得る(資料8-2、24頁参照)。

また、特定の俳優、声優等の肖像、声等を生成することを目的として、特定の肖像、声等に特化して学習させた学習用データセットを商品等として販売した場合には、その販売した行為は、パブリシティ権侵害に当たり得る(資料8-2、25頁参照)。

そして、上記のとおり、生成AIサービスや学習用データセットの提供行為それ自体がパブリシティ権侵害となる場合、これらの行為については、パブリシティ権侵害による差止請求の対象になり得る<sup>28</sup>。

<sup>26</sup> 中島・注20)

<sup>27</sup> 中島・前掲注20) 6～7頁は、第1類型について、人の声それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合であるとした上で、その典型例として、声優等のボイスメッセージ、ボイススタンプ等のデジタルボイス、ナレーション、音声アシスタント(スマートスピーカー、カーナビ等)、オーディオブック等を挙げ、第2類型については、商品等の差別化を図る目的で人の声を商品等に使用する場合であるとした上で、その典型例として、歌手の合成音声を使用したAIカバー、本人の声を合成使用したキャラクターゲーム、俳優等の声合成サービス等を挙げる。

<sup>28</sup> また、生成AIサービス提供前の段階でも、ある生成AIに関する発表内容等から、当該生成AIが、特定の俳優、声優等に酷似した肖像、画像等を高頻度で生成する蓋然性があるものであり、侵害予防のため必要性があると認められるときは、侵害のおそれがあるものとして差止請求をすることができると思

なお、特定の者の肖像や声のデータを、学習用プログラムに組み込むために機械学習させることについては、それ自体としては、通常、専ら顧客吸引力をする目的とすると解することはできないと考えられる<sup>29</sup>。これに対し、特定の著名人が特定の動作をする画像や動画のみを出力するような生成AIを開発する場合について、生成AIの開発・学習が、特定のAI生成物の生成・利用を目的としているような場合には、開発・学習段階の利用行為が生成・利用段階の利用行為と併せて一連の行為として評価される旨を指摘する見解があり<sup>30</sup>、この見解を前提とすれば、特定の俳優、声優等の肖像、声等に酷似する画像、音声等が出力される生成AIを開発する場合において、その特定の俳優、声優等の肖像、声等を学習させることについては、パブリシティ権侵害の要件を満たすと解釈し得ることとなる<sup>31</sup>。

## (2) 生成AIサービスの提供行為等の共同不法行為責任について

生成AIにより生成された、俳優、声優等の肖像、声等を使用した無許諾の画像や音声等が公開された場合、当該画像や音声を生成して流通させた者が不法行為責任を負うこととなると考えられる。

一方で、当該画像や音声等がインターネット上に流通している場合、利用者によるパブリシティ権等の侵害行為を容易にするサービスを提供した生成AIサービス事業者についても、一定の場合には、共同不法行為責任（民法第719条第2項）を負い得る<sup>32</sup>。この不法行為は、過失でも成立し得るところ、提供する

られる。

<sup>29</sup>（撮影・公表の要素がない限り）肖像権侵害も直ちには認められないという見解を示すものとして、福岡真之介＝松下外『生成AIの法的リスクと対策〔増補改訂版〕』（日経BP、2025年）129頁

<sup>30</sup> 室谷＝腰田「生成AIに関連する法的問題点 Part II 生成AIと肖像権・パブリシティ権」NBL 1269号（2024年）63頁

<sup>31</sup> 参考までに、文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」（令和6年3月）19～20頁では、「ある利用行為が、情報解析の用に供する場合等の非享受目的で行われる場合であっても、この非享受目的と併存して、享受目的があると評価される場合は、法第30条の4は適用されない」とした上で、AIの開発・学習段階における著作物の利用行為における享受目的が併存すると評価される場合として、①「既存の学習済みモデルに対する追加的な学習（そのために行う学習データの収集・加工を含む）のうち、意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、著作物の複製等を行う場合。（例）AI開発事業者又はAIサービス提供事業者が、AI学習に際して、いわゆる「過学習」（overfitting）を意図的に行う場合」、及び②「既存のデータベースやインターネット上に掲載されたデータに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を、生成AIを用いて出力させることを目的として、これに用いるため著作物の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する等の、著作物の複製等を行う場合」を挙げている。

<sup>32</sup> 例えば、最判平成13年3月2日民集55巻2号185頁は、リース業者がカラオケ装置のリース契約を締結した場合において、①カラオケ装置が利用店の経営者による著作権侵害を生じさせる蓋然性の高い装置であること、②著作権侵害は刑罰法規にも触れる犯罪行為であること、③リース業者がカラオケ装置の賃貸によって営業上の利益を得ていること、④カラオケ装置利用店の経営者が著作権使用許諾契約を締結する率が必ずしも高くないことは公知の事実であり、リース契約の相手方による使用許諾契約の締結・申込みが確認できない限り、著作権侵害の蓋然性を予見すべきであること、⑤リース業者は、使用許諾契約の締結・申込みを容易に確認することができ、これによって著作権侵害回避のための措置を講ずることが可能であることが挙げ、リース業者がカラオケ装置を引き渡す場合の注意義務違反を認めている。

生成AIサービスによる権利侵害の蓋然性や重大性、事業者における侵害発生の認識可能性等が考慮要素となり得る<sup>33</sup>。

例えば、パブリシティ権や肖像権侵害に至る可能性を低減するための措置、例えば、有名人の氏名等の固有名詞、性的な単語をプロンプトから除外するフィルタリング等がされている場合<sup>34</sup>には、生成AIサービスを提供した時点において、利用者がパブリシティ権や肖像権等の侵害をする蓋然性があるとは直ちにはいえないとの評価がされ得る。

一方で、サービス提供後であっても、特定のプロンプトにより著名人の肖像や声と酷似する画像や音声を出力することが可能となっていることや、著名人の性的な画像加工が可能となっていることなどの権利侵害の端緒となるクレームがあったにもかかわらず、相当の期間内に適切な対応策を講じなかった場合等には、過失判断において考慮され得る。

### 第3 想定事例3に関する追加的検討

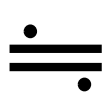
#### 想定事例3

想定事例1及び想定事例2-1において、肖像等をみだりに利用されない権利の侵害を理由とする損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。

- 1 Yが、俳優Xに無断で、生成AIアプリにより、Xによく似た顔の者がアクションシーンを演じている動画（以下「本件動画1」という。）を生成し、これをSNS上に公開した事例



Xの肖像



Y：生成AIで動画を生成



SNS上で公開

<sup>33</sup> 経済産業省「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」[[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_utilization\\_civil/pdf/20260409\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_utilization_civil/pdf/20260409_1.pdf)] 32頁は、前掲注32)の裁判例に照らせば、「他者が用いる製品を提供する者の幫助責任の成否に当たっては、①提供する製品による権利侵害の蓋然性や重大性、及び、②製品提供者における侵害発生の認識可能性が重要な要素となり、これらを相関的に考慮して幫助責任の成否が検討される」とする。

<sup>34</sup> 経済産業省・前掲注33) 32～34頁は、画像生成AIの利用過程では、パブリシティ権侵害の蓋然性が典型的に高いとはいえないとしつつ、元データが生成画像に反映されてパブリシティ権の侵害に至る可能性を低減するため、現時点の技術で講じられることが多い措置として、①データセットの規模を十分大きくすることで過学習の可能性を低減させる、②学習時に十分に長いテキストで画像を説明する(Re-captioning)、③潜在空間での学習を行う、④生成時に有名人や有名作品の固有名詞を大規模言語モデル等でプロンプトから取り除く(フィルタリング)等の措置を挙げているが、全ての事案において上記措置の全てが必要となるものではなく、構築するAIモデルの特性に応じ、必要かつ合理的な範囲の措置を講ずれば足り、結論として権利侵害の蓋然性が抑制されていることが重要となるとする。

2-1 Yが、歌手Xに無断で、生成AIアプリにより、Aの楽曲を歌手Xによく似た歌声で歌っている音源（以下「本件音源2-1」という。）を生成し、これをSNS上に公開した事例



### 1 本人の「肖像等」の使用について

生成AIによって出力された肖像や音声それ自体が、本人のものと同じではない場合であっても、直ちに本人の「肖像等」の使用であることが否定されるものではないと考えられることは、前記第2の1(2)ウ(ア)、同3(1)イ(ア)で述べたところと同旨である。

想定事例1では、俳優Xによく似た顔の者がアクションシーンを演じている本件動画1が生成されているところ、動画内の登場人物の肖像が、客観的に俳優Xの肖像と認められる場合には、俳優Xの「肖像等」を使用するものと判断される可能性が高い。想定事例2-1で、客観的に本人の声と認められるときは、声をみだりに利用されない権利の侵害を肯定し得る点についても同様である。

### 2 肖像等をみだりに利用されない権利の侵害に関する判断

肖像等をみだりに利用されない権利の侵害の有無について、その保護法益を特定できる事案においては、その法益の性質を踏まえて総合考慮による違法性の判断をすべきことについては、第2の3(1)アで述べたところと同旨である。

想定事例1において、自分とよく似た顔の者がアクションシーンを演じている動画がSNS上で公開されることによって、本人のプライバシーや、私生活の平穏等の人格的利益が侵害されるとの判断が当然にされるものとはいえない。想定事例2-1で、自分とよく似た歌声で歌っている音源をSNS上で公開された歌手についても同様である。

もっとも、肖像権について、自己の肖像を管理する権利ないし自己の肖像の複製作成や複製物利用についての決定権と解し、自分の具体的肖像を他人の管理下に置かれないという精神的利益を肖像権の保護法益の一つとして解するのであれば<sup>35</sup>、本件動画1の公開によっても、俳優Xの肖像権侵害を構成する可能性がある（また、こうした精神的利益の侵害が、名誉感情侵害を構成する場合もあると言い得る。）。本件音源2-1の公開によって、声をみだりに利用されない権利の侵害が

<sup>35</sup> このように解する可能性について、隈元・前掲注2) 147頁

構成されるかについても同様である。

「人がその意思に反して氏名を使用されず、また肖像を他人の目にさらされずにいられる自由は、法的保護に値する利益である」と判示した裁判例は、（これ自体は広告利用の事案ではあるが、）そうした立場に立っていると見る余地もある。

東京地判平成元年8月29日判時1338号199頁〔サウナ風呂事件〕

Yが販売する家庭用サウナに関して新聞紙に掲載する広告に一回限り、他の消費者と並べて小さく顔写真を掲載する依頼に承諾したXが、その後も複数紙に複数回掲載がされたり、顔写真を大きく掲載され、述べてもない感想とともに掲載されたりしたことについて、Xの肖像権、氏名権を侵害する不法行為等に当たるとして損害賠償を求めた事案。

裁判所は、写真の使用方法に限定がなかったものと推認することはできないし、また、広告用の写真提供に協力したとの一事をもって、広告への写真掲載についてある程度の包括的な承諾があったものとみなすこともできないとして、合意に基づく掲載だというYの主張を排斥した上で、「人がその意思に反して氏名を使用されず、また肖像を他人の目にさらされずにいられる自由は、法的保護に値する利益である」などとして損害賠償を認めた。

あるいは、自身の肖像を利用して、身に覚えのない行動や発言について、これを実際にした事実があるかのように見る者に受け取られかねない動画等を作成された者については、自己決定権や、他の精神的自由が害されたと考える余地もある<sup>36</sup>。

そして、このような立場に立つ場合であっても、法廷内写真撮影事件最高裁判決を出発点とする総合考慮による判断手法によって、当該動画又は音声の公開により本人が被る精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超えるか否かを判断して、違法性を決することになるものと考えられる。

想定事例3において、例えば、俳優X及び歌手Xが肖像等のAI利用について拒絶の意思を公に表明されていた等の事情がある場合には、その意思を客観的に把握するものとして、考慮要素となり得る。

そのような明確な表明がない場合でも、本件動画1及び本件音源2-1における肖像や声等が、見る者をして、Xの肖像、声等によるものであることが受け取られるような内容のものであった場合、俳優や声優等が、自身のあずかり知らぬところで、その肖像や声が加工され、俳優や声優等に酷似する肖像や声で、今まで演じた

<sup>36</sup> 氏名権の侵害に関する発信者情報開示請求の裁判例ではあるが、東京高判平成30年6月13日判時2418号3頁は、控訴人の通称のほか、控訴人のアカウントに掲載されているものと同じ顔写真を使用し、控訴人が自ら開設した私的なアカウントであるかのように装ったSNSアカウントの開設、使用について、控訴人の氏名を他人に冒用されない権利を侵害するものである旨判断しており、参考になり得る。

ことのないシーンを演じていたり、話したこともないセリフを話している動画等がインターネット上に流通し、真実と異なる情報が拡散することは、その人にとり、許容し難いものであり、上記のような精神的利益を害し得ると考えられる。

他方で、俳優Xや声優Xが著名である場合、一般論として、その肖像や声の利用行為等を受忍すべき場合もあり、YのSNS等に公開した目的なども総合的に考慮され得るものと考えられる。

例えば、YがXを揶揄する目的であった場合はもとより、単にSNSのフォロワー数、再生・閲覧数を獲得する目的であった、あるいは、広告として利用する目的であった等の事情は、受忍限度の枠内を超える方向の考慮要素になり得る。

#### 第4 本人以外の者による請求の事例（想定事例4）

##### 想定事例4

想定事例1及び想定事例2-1において、Xが、芸能事務所である株式会社Zとの間で、以下の〔4-1〕又は〔4-2〕の内容の約定をしていた場合におけるZのYに対する損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。

4-1 Xが、Zに対し、Xが有するパブリシティ権の独占的な利用を許諾する旨の約定

4-2 Xが、Zに対し、Xが有するパブリシティ権を譲渡する旨の約定

##### 1 独占的利用許諾がされた場合（想定事例4-1）について

###### (1) 独占的利用許諾契約の有効性について

ピンク・レディー事件最高裁判決の調査官解説は、パブリシティ権は利用許諾契約の対象となると解するのが相当であるとし<sup>37</sup>、裁判例の中にも、パブリシティ権の独占的利用許諾契約の有効性を認めたものがある<sup>38</sup>。

利用許諾の実体は、一般に、差止請求権、損害賠償請求権等の権利を行使しない旨の不行使特約とされている。パブリシティ権の独占的利用許諾契約は、肖像等の商業的価値に基礎を置く権利について不行使の特約を結ぶものであり、名誉権、肖像権、プライバシー等の人格権ないし人格的利益まで対象とするものではないことからすると、不合理なものであるとはいえず、これが有効であることについては異論がないと考えられる。

###### (2) 独占的利用権者による損害賠償請求及び差止請求について

<sup>37</sup> 中島・前掲注4) 61頁

<sup>38</sup> 知財高判平成20年2月25日（平成18年（ネ）第10072号）〔プロ野球選手事件〕、大阪高判平成29年11月16日判時2409号99頁〔R i t m i x事件〕、知財高判令和2年2月20日（平成31年（ネ）第10033号）〔ジル・スチュアート事件〕

## ア 損害賠償請求について

## (7) 損害賠償請求の可否について

ピンク・レディー事件最高裁判決の調査官解説は、パブリシティ権の独占的利用許諾を受けた者（以下「ライセンシー」という。）について、「自由競争の範囲を超え、債権侵害として不法行為を構成するような場合には、同人にも固有の損害賠償請求権が認められるというべきであろう。……少なくとも警告等をしてもお当該第三者が利用を継続するような場合には、債権侵害としての故意が認められ、同許諾を受けた者との関係でも不法行為が成立するというべきである」とする<sup>39</sup>。裁判例の中にも、独占的なライセンシーによる固有の損害賠償請求権を認めたものがある。

大阪高判平成29年11月16日判時2409号99頁〔R i t m i x 事件〕

「R i t m i x」というフィットネスプログラムのマスタートレーナーのパブリシティ権について独占的な利用許諾を受けるなどしていたXが、YはXとの取引終了後も同トレーナーの画像をホームページ等に掲載し、同トレーナーのパブリシティ権を侵害し、Xに固有の損害を被らせたとして、不法行為に基づく損害賠償を求めるなどした事案。

裁判所は、Xの代表者が中国、台湾において「R i t m i x」等の商標権を取得していること、上記トレーナーとYとの間のライダー契約において、Xの代表者が上記トレーナー側の交渉を行っていたことに鑑みると、YもXの独占的利用許諾を認識できたとした上で、Yが通知を発してXとの協議を終了させたことにより、Xの上記トレーナーの画像の掲載についての承諾も当然に撤回されたものと認めることができるのに、Yが、その後もホームページ等から上記トレーナーの画像を削除することなく掲載し続けたことは、上記トレーナーのパブリシティ権に係るXの独占的利用権を侵害する不法行為を構成するとした。

知財高判令和2年2月20日（平成31年（ネ）第10033号）〔ジル・スチュアート事件〕

ファッションデザイナーであるX1及びそのマネジメント会社であるX2社が、以前にX2社との間で継続的な業務委託契約を締結していたYに対し、Yは当該契約の終了後もX1の氏名及び1枚の肖像写真をウェブサイトに掲載しており、これによりX1のパブリシティ権が侵害さ

<sup>39</sup> 中島・前掲注4) 63頁

れたなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を求めるなどした事案。

裁判所は、X 1 についてパブリシティ権を認めた上で、X 2 社は X 1 からパブリシティ権の管理委託を受けて独占的利用権及び許諾権を有する者であることからすれば、X らは、いずれも、被告に対し、X 1 のパブリシティ権侵害に基づく損害賠償請求をなし得るといふべきであり、その損害賠償債権は、原告らの不真正連帯債権となるものと解されるとした。

これに対して、上記調査官解説のように独占的利用許諾を受けた者による請求を債権侵害と構成することが民法の通説的な理解<sup>40</sup>と整合しているか必ずしも明瞭でないとして、自由競争の範囲を逸脱し、営業の自由を侵害するものであれば独占的なライセンシーに対する権利利益の侵害が成立するとの見解<sup>41</sup>や、もともとパブリシティ権を侵害する行為は法的に許されない行為なのであり、独占的なライセンシーが存在することについての予測可能性を保障する必要はなく、侵害者にパブリシティ権の侵害についての過失があれば、独占的なライセンシーは自己の債権に対する不法行為を理由に損害賠償を請求し得ると解すべきであるとする見解<sup>42</sup>がある。

なお、特許権に関しては、独占的通常実施権者による固有の損害賠償請求権を認める事例が少なくなく、例えば、東京地判平成 29 年 7 月 27 日判時 2359 号 84 頁は、「独占的通常実施権の債権侵害に当たる」と判示して、損害賠償請求権を認めている。

#### (イ) 想定事例について

想定事例 1 又は想定事例 2-1 においては、Z が、Y に対し、Z は X からパブリシティ権の独占的利用許諾を受けており、Y の行為は Z 固有の利益を害していることなどを警告してもなお Y が X の肖像等の利用を継続するような場合には、債権侵害としての故意が認められ、いずれの立場からも、Z は、Y に対し、固有の損害賠償請求をすることができると考えられる。また、Y にパブリシティ権の侵害についての過失があれば、Z は、Y に対して、警告等の独占的利用許諾契約の存在を知らしめる行為をせずとも損害賠償請求をなし得るとの立場もあり得る。

<sup>40</sup> 伝統的通説は、債権の侵害を、債権の帰属の侵害、給付の侵害のうち債権が消滅する場合、給付の侵害のうち債権が損害賠償債権に転形する場合、債務者の責任財産を減少させる場合という 4 つの類型に区別する（窪田充見編『新注釈民法(15) [第 2 版]』（有斐閣、2022 年）330～331 頁〔橋本佳幸〕）。

<sup>41</sup> 松尾光舟＝齊藤邦史「人工知能の時代におけるパブリシティ権の主体と客体」情報ネットワーク・ローレビュー 23 巻（2024 年）96～99 頁

<sup>42</sup> 田村善之『不正競争法概説 [第 2 版]』（有斐閣、2003 年）537～538 頁（ただし、第三者もパブリシティの権利者本人から許諾を得たような二重契約事例の場合は異なるとする。）

## イ 差止請求について

### (7) 固有の差止請求について

ピンク・レディー事件最高裁判決の調査官解説は、「パブリシティ権の利用許諾を受けた者については、同利用許諾に係る債権が独占的なものであったとしても同債権に排他性を付与する法律上の規定を欠く以上、固有の差止請求権は認められない」と、独占的なライセンシーであっても固有の差止請求権が認められないとしている。裁判例では、独占的利用権者の固有の差止請求権を否定したものがある(東京地判平成31年2月8日(平成28年(ワ)第26612号等)〔ジル・スチュアート事件第一審〕)。

### (イ) 転用型の債権者代位権を用いた差止請求について

- a ピンク・レディー事件最高裁判決の調査官解説は、「パブリシティ権は、人格権に由来する権利ではあるものの、肖像等の有する商業的価値を純化、抽出してこれを権利として構成するものであるから、その性質自体に着目すれば、人格的利益とは区分された経済財を保護する財産権であるといえる。そうすると、権利の性質が必ずしも人格的利益のために認められるものとはいえないから、人格主体の自律的意思決定に委ねるべき程度も低いといえ、また、債務者の一般財産の確保に資する財産的利益ともいえるから、行使上の一身専属権とはいえないと解するのが相当」であることを前提として、「学説では、独占的利用許諾を受けた者については債権者代位権を行使することを肯定するのが通説であり、パブリシティ権に係る独占的利用権者についてもその独占的な利用を実現するために、代位権行使が認められるとすべきである。」「もっとも、肯定説の中でも、侵害排除義務<sup>43</sup>が認められる場合に限るとする見解も有力」で、「ライセンサーに侵害排除義務が認められない場合には、債権者代位権を転用することによって保全すべき特定債権を欠くことになるから、債権者代位権を行使することができないというべきである。他方、上記侵害排除義務が認められる場合には、ライセンシーは、債権者代位権を行使し、侵害者に対して直接差止めを求めることができると解するのが相当である」とする<sup>44</sup>。

上記の侵害排除義務については、特許法における学説ではあるが、侵害排除義務をライセンサーが負う旨の約定がある場合に認められるとする見解<sup>45</sup>、明示の特約に限定する必要はなく、諸般の事情を総合的勘案して

<sup>43</sup> 第三者が侵害行為を行った場合はライセンサーにおいて差止請求や損害賠償請求をするなどして侵害状態を除去すべきライセンサーのライセンシーに対する義務のことをいうものと考えられる。

<sup>44</sup> 中島・前掲注4) 63～66頁

<sup>45</sup> 高林龍『標準特許法〔第7版〕』(有斐閣、2020年) 220頁

排除義務の有無を考えるべきであるとする見解<sup>46</sup>、侵害排除義務がない場合であっても、他者に実施許諾しないことという債権を有する独占的通常実施権者に法的に保護すべき利益がある以上、これを被保全債権とする債権者代位を認めるべきであるとする見解<sup>47</sup>などがある。

- b 裁判例については、パブリシティ権の独占的なライセンシーを主体とする差止請求に関するものは、調査した限りでは見当たらなかった。他方、他の知的財産法の分野においては、独占的なライセンシーが債権者代位によって差止請求をした事案について、これを認めた裁判例及び一般論としてはこれを肯定しつつ結論においては差止請求を認めなかった裁判例があるが、代位が認められる理由については詳細には述べられてはいない。その一方で、一般論としてもこれを肯定する旨の判示をせず、結論においても差止請求を認めなかった裁判例があり、これらの裁判例は、権利者に侵害排除義務が認められない旨を指摘している。

東京地判昭和40年8月31日判タ185号209頁〔カム装置事件〕

(Yが生産、譲渡、展示している機械がAの有する特許発明の技術的範囲に属すると認定した上で) Xは、Aに対し、本件特許発明を独占排他的、かつ、全面的実施に積極的に協力すべきことを請求する債権を有し、したがって、Xは、その債権を保全するためAに代位してAがYに対して有する差止請求権を行使しうるものと解すべきであるとした。

東京地判平成14年10月3日(平成12年(ワ)第17298号)〔蕎麦麵の製造方法事件〕

Xが、蕎麦麵の製造方法に係る発明特許の特許権者であるAから独占的通常実施権の許諾を得たとして、AのYに対する差止請求権を代位行使して麵押機の販売の差止めなどを求めた事案。

裁判所は、XがAから特許権について独占的通常実施権の許諾を受けたと認定した上で、Xは特許権者(共有持分権者を含む)の有する差止請求権を代位行使することができるのと解するのが相当であるとした(ただし、結論としては上記発明特許には無効理由があるとして、Xの請求を棄却した。)

東京地判平成14年1月31日判時1818号165頁〔トントウぬい

<sup>46</sup> 中山信弘『特許法〔第4版〕』(弘文堂、2019年)551頁

<sup>47</sup> 田村善之『知的財産法〔第5版〕』(有斐閣、2010年)341頁

## ぐるみ事件]

Xが、一定のぬいぐるみの著作権管理を著作権者から委ねられているとして、Yらに対し、著作権者の著作権に基づきぬいぐるみの頒布の差止めを求めた事案。

裁判所は、「著作権者から著作物の独占的使用許諾を得ている使用権者については、著作権者に代位して当該著作物の著作権に基づく侵害差止請求権を行使することができるという見解が存在する。これは、特許権における独占的通常実施権者が特許権者に代位して特許権に基づく侵害差止請求権を行使することができるとの見解にならって提唱されているものと解されるが、著作物の独占的使用許諾を得ている使用権者であれば、特許権における独占的通常実施権者と同様に、当該著作物の模倣品の販売等の侵害行為により直接自己の営業上の利益を害されることから、独占的使用権に基づく自らの利益を守るために、著作権者に代位して侵害者に対して著作権に基づく差止請求権を行使することを認める余地がないとはいえない。」としたが、結論としては、Xは著作権者から著作権の独占的な利用許諾を得ている者ではないなどの理由により、Xの請求を棄却した。

## 大阪地判昭和59年12月20日判時1138号137頁〔ヘアブラシ意匠事件〕

Xが、Aが意匠権を有するヘアブラシについて独占的通常実施権を有するとして、ヘアブラシを製造販売するYに対し、主位的に意匠権の独占的通常実施権に基づき、予備的にAの差止請求権の債権者代位に基づき、その製造販売の差止めなどを求めた事案。

裁判所は、完全独占的通常実施権であっても固有の差止請求権を認めることは困難であるとし、また、債権者代位についても、完全独占的通常実施権は、通常実施権に権利者が自己実施及び第三者に対し実施許諾をしない旨の不作為義務を負うという特約が付随したものにすぎず、Aに第三者の侵害行為を差止めるべき行為義務は認められないなどとして、差止請求を棄却した。

## 東京地判平成28年9月28日（平成27年（ワ）第482号）〔スマートフォン用ケース事件〕

Xが、スマートフォン用ケースに印刷される各絵画の著作物について独占的利用権を有するとして、当該著作物を用いたケースを製造販売するYに対し、著作権者Aらの差止請求権の債権者代位により、その製造

販売の差止めを求めるなどした事案。

裁判所は、契約書案には「(Xは) 第三者が著作物の権利を侵害した場合には、これに対処します。」との記載はあるものの、Aらが第三者に対して差止請求権等を行すべき義務をXに対して負担する旨の条項はなく、Aらは、Xに対して、第三者による侵害行為に対してAらにおいて差止請求権等を行すべき義務を負担しているものとは認められず、XがAらに代位して差止請求権等を行することはできないなどとして、債権者代位を理由とする差止請求を棄却した。

- c. 想定事例においてXがZに対して侵害排除義務を負うかは、XとZの間の契約内容等を踏まえた個別の事案における具体的な事情に即して判断されるものであるが、XがZに対して侵害排除義務を負う旨の明示又は黙示の合意があれば、転用型の債権者代位権を用いた差止請求をし得ると考えられる。

他方で、検討会第1回では、パブリシティ権者に侵害排除義務を課すことについては、第三者がそのパブリシティ権を侵害する場合に、パブリシティ権者がその侵害を排除しなければ、独占的ライセンシーに対して債務不履行を負う可能性が生ずることを踏まえ、このような侵害排除義務を課すことは現実的に困難である旨の指摘があったところであり、侵害排除義務が定められているものとの解釈が可能な事案は限られると考えられる。

## 2 パブリシティ権譲渡の合意がされた場合（想定事例4-2）について

ピンク・レディー事件最高裁判決は、パブリシティ権を「人格権に由来する権利」としているところ、ピンク・レディー事件調査官解説によれば、同判決は人格権説を採用するものであるとされており、これによれば、パブリシティ権はその人物の一身に専属し、これを譲渡することができず、相続の対象にもならないと解されるものとされている。

これ対し、ドイツの連邦最高裁の判例において、人格権の財産価値的構成部分についての相続が認めていることを踏まえ、日本においても、公序良俗に反しないものである限り、パブリシティ権の譲渡性を認める余地もあり得る旨が提示されている。これにより、単に利用許諾をする場合とは異なり、その譲渡を受けた者が、パブリシティ権を侵害する第三者に対して差止請求をすることができることとなるとされている。

検討会第1回の議論によれば、少なくとも、本人が自らの肖像等を利用することを禁止する形での譲渡は認めるべきでないとして、例えば、プロダクションに所属している間の当該プロダクションに対するパブリシティ権の物権的な利用権設定であれば認められ得る旨の意見もあった。他方で、著作権法上の出版権や特許法上

の専用実施権などのような対抗要件制度がない中では、第三者に対抗することができない物権的な利用権設定を肯定することは難しい、との意見があったところである。

以上のように、パブリシティ権の譲渡性については、それによる弊害とそれを回避するための条件等について一致したものは見出しがたい状況にある。

ただし、パブリシティ権の譲渡の合意がされている場合には、通常、独占的利用許諾契約と解釈されることとなると考えられる（事務所にパブリシティ権が「帰属する」等の文言が用いられている場合も同様と考えられる。）<sup>48</sup>。

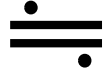
## 第5 死者のパブリシティ権の侵害が問題となる事例（想定事例6）

### 想定事例6

Yが、生成AIアプリにより、既に死亡している俳優Xによく似た顔の者がアクションシーンを演じている動画を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。



Xの肖像



Y：生成AIで動画を生成



SNS上で公開し収益を獲得

### 1 パブリシティ権侵害について

#### (1) パブリシティ権の相続性について

ピンク・レディー事件最高裁判決の調査官解説は、「本判決は、パブリシティ権が人格権に由来する権利の一内容を構成するものとして、人格権説を採用している。人格権説を採用すれば、パブリシティ権がその人物の一身に専属し、これを譲渡することができず、相続の対象にもならない（民法896条）と解され、

<sup>48</sup> 知財高判平成20年2月25日（平成18年（ネ）第10072号）〔プロ野球選手事件〕は、プロ野球球団と選手との間で締結される統一契約書の第16条にある「球団が指示する場合、選手は写真、映画、テレビジョンに撮影されることを承諾する。なお、選手はこのような写真出演等に関する肖像権、著作権等のすべてが球団に属し、また球団が宣伝目的のためにいかなる方法でそれらを利用しても、異議を申し立てないことを承認する。」との規定が、選手が球団にパブリシティ権を譲渡することを内容とするものが争われた。裁判所は、条項の起草経緯（大リーグの「publicity purposes」が「宣伝目的」と訳された。）や、長期間にわたり球団から第三者に選手の肖像等の利用許諾が行われ、選手もこれを明示又は黙示に許容してきたこと等の理由から、「商業的使用及び商品化型使用の場合を含め、選手が球団に対し、その氏名及び肖像の使用を、プロ野球選手としての行動に関し（したがって、純然たる私人としての行動は含まれない）、独占的に許諾したものと解するのが相当である（なお、上記のとおり純然たる私人としての行動についての権利は選手個人に留保されているから、選手から球団に上記権利が譲渡されたときまで解することはできない。）」として、上記第16条はパブリシティ権を含む権利の利用許諾を定めるものと解釈した。この事案は、契約条項にパブリシティ権の「譲渡」の文言があるものではなく、また権利移転の対象に肖像権等に相当すると考えられる純然たる私人としての行動についての権利が含まれるかという観点から論じられており、パブリシティ権の譲渡を定める条項の解釈が問題となったものではないが、パブリシティ権の譲渡が利用許諾と解釈され得ることを示すものとして参考になると思われる。

この点については、おおむね異論がないところと思われる。本判決は、上記の点について明確に判示するものではないが、人格権説を採用した上、パブリシティ権侵害が成立する範囲を制限的に解する立場を採用している趣旨からしても、上記と同様の見解に立つものと思われる。」「本判決は、成文法上の根拠のないパブリシティ権について謙抑的な立場を採用するものであり、譲渡性・相続性については消極的に解するものと思われるが、パブリシティ権が肖像権と同様の枠にとどまるか、母なる権利から「へその緒」が外れ、財産権として独り立ちするかは、現時点において判断するに熟している時まで言い難く、この点については、人格権に関する理論の展開と社会的必要性の変化を踏まえた今後の議論の発展に委ねられていると解されよう。」とし、パブリシティ権が人格権に由来する権利であることを踏まえてパブリシティ権の譲渡性や相続性を否定しているが、将来的な議論の展開によって変容する余地があり得ることを示唆している<sup>49</sup>。

ピンク・レディー事件最高裁判決以後の学説においては、パブリシティ権が人格権であることを前提としつつ、人格権に含まれる財産権的部分として、パブリシティ権の相続性を肯定する考え方<sup>50</sup>や、パブリシティ権が人格権であることを前提にパブリシティ権の相続性を否定する考え方がそれぞれ示されているところであり、以下、それぞれの立場から想定事例を検討する。

## (2) パブリシティ権の相続性を否定する立場

パブリシティ権の相続性を否定する立場からは、後記2の不競法の点はともかくとして、俳優Xの相続人はYに対してパブリシティ権侵害を理由とする権利行使をすることができないと考えられる<sup>51</sup>。

## (3) パブリシティ権の相続性を肯定する立場

パブリシティ権について人格権説を採用する場合、一身専属的な権利として譲

<sup>49</sup> 中島・前掲注4) 59頁

<sup>50</sup> 相続性を肯定する見解の背景の一つには、本人が生存していた場合に認められていたパブリシティ権が本人の死亡によって直ちに消滅し、誰でも死者の顧客吸引力を利用して収益を上げることが許容されかねないことに対する懸念があると考えられる。この点については、相続性を否定する見解においても、法律によって死後のパブリシティ権を新設し、表現作品によるものを含めて、必要な権利制限を法定することが望ましいとの指摘がある（奥邨弘司「生成AI時代のパブリシティ権—序論（下）」コピライト765号（2024年）39頁）。

<sup>51</sup> なお、著作権法は、著作者又は実演家が存しなくなった後における人格的利益の保護について定め（著作権法第60条、第101条の3）、同法第116条は、著作権者又は実演家の死後において、その遺族に対して差止請求権等を認めているところ、これらの規定を類推適用するという見解も考えられる。ただし、これらの規定については、著作権者又は実演家の人格的利益を、国家的な見地から保護しようとしたものと理解する立場があり（加戸守行『著作権法逐条講義〔七訂新版〕』（著作権情報センター、2021年）487～490頁）、こうした見解からは、類推の基礎を欠くこととなるという帰結になると考えられる。一方で、これらの規定の趣旨を巡っては、著作者の生前の人格的利益の保護にあるとする見解など、複数の見解がある（半田正夫＝松田政行『著作権法コンメンタル2〔第2版〕』（勁草書房、2015年）730～732頁）。

渡性や相続性も否定するのが通常の見方であるところ、譲渡性については、このような理論的な問題に加えて、これを認める場合の本人の権利制約の程度が大きいといった弊害があることが指摘されている一方で、相続については、このような意味での問題は少ないとされる<sup>52</sup>。ドイツ連邦最高裁の判例も、肖像及び氏名に関する権利の財産価値的構成部分について、生前の譲渡可能性の有無にかかわらず、この部分は、精神的利益の保護に奉仕する最高度に人格的な構成部分とは異なるとして、その相続性を認めている。

## ア 相続される権利について

パブリシティ権の相続性を肯定する場合、パブリシティ権は相続人に包括して承継されるものと一応考えられる。もっとも、パブリシティ権の相続性を肯定する立場においても、相続人が行使し得る権利の範囲等については明らかでない部分もあり、保護期間など一定の制限が課される可能性も留保されている。

### ・米村滋人「人格権の権利構造と「一身専属性」(5・完)<sup>53</sup>」

「(人格権の相続について) 権利全体が当然に相続されると解すべきではなく、原則として相続の必要性が認められる権利の一部のみが相続の対象となると考えられる。これは、人格権の相続を無制限に認めた場合には、歴史上の人物の私的事項を研究や報道の対象とし結果を公表することも制限されるなど、公共的な利用を阻害する事態をも招きかねず、適切でないと考えられる場合がありうるからである。…また、同様の観点から、相続後の人格権が永久に存続し続けると解することは適切でなく、一定の期間内に限り存続しうるものとすべきであろう。ただし、その期間を解釈上制限することは容易でなく、この点は立法化が望ましい。その他にも、相続後の権利の行使に関しては種々の制約がなされる可能性がある。具体的に相続後の権利にどのような制約が付されるかについては、保護客体の性質や想定される利用目的等によって異なると言わざるを得ず、個別的に検討する必要があると考えられる。」

### ・本山雅弘「パブリシティ権の権利構成の展開とその意味に関する覚書<sup>54</sup>」

「相続性が承認されるとはいえ、それは、相続人による任意の権利行使を可能とするわけではない。故人の生前の明示的意思があればその制約を受け、

<sup>52</sup> 本山雅弘「パブリシティ権の権利構成の展開とその意味に関する覚書」國士館法学45号(2012年)82頁は、「相続の場合は、すでに人格要素の主体が存在せず、その相続を認めたとしても、そもそも権利譲渡の場合のような主客の分離問題は生じないのであるから、……相続を否定すべき有効な根拠はないのではないか」としている。

<sup>53</sup> 米村滋人「人格権の権利構造と「一身専属性」(5・完)」法学協会雑誌134巻3号(2016年)465～466頁

<sup>54</sup> 本山・前掲注52)84頁。他方、パブリシティ権の存続期間については、顧客吸引力を備える期間において保護を承認することに問題は生じないように思われるとする。

あるいは、それがなくとも、推断される故人の意思の範囲内で、その権利行使が許されるにすぎないところである。」

## イ 想定事例 6 について

想定事例 6 において、Y の行為が仮に俳優 X が生存していれば俳優 X のパブリシティ権を侵害するものである場合、俳優 X の相続人は、Y に対し、俳優 X が生存していれば俳優 X が行使し得たであろう損害賠償請求権及び差止請求権を行使することができるものと考えられる。もっとも、例えば、生前俳優 X が Y に対してパブリシティ権の利用を許諾していた場合等、個別具体的な事情によっては、相続人が行使し得る権利内容や権利行使可能な期間が制限される可能性もあると考えられる。

## 2 不競法について

故人のパブリシティ価値を保護し得る枠組みとして、混同惹起行為（不競法第 2 条第 1 項第 1 号）又は著名表示冒用行為（同項第 2 号）の適用が議論されている。

### (1) 混同惹起行為該当性

#### ア 他人の商品等表示

経済産業省知的財産政策室による逐条解説<sup>55</sup>によれば、「他人の商品等表示」（不競法第 2 条第 1 項第 1 号）における「他人」とは、自然人、法人などの商品等表示の主体となるものをいうところ、特定の表示の使用許諾者、使用権者及び再使用権者のグループのように、同表示の持つ出所識別機能及び顧客吸引力等を保護発展させるという共通の目的のもとに結束しているグループ等も含まれるとされる<sup>56</sup>。また、「商品等表示」とは、商品の出所又は営業の主体を示す表示をいい、自他識別力又は出所表示機能を有するものでなければならないとされる<sup>57</sup>。

故人については、故人自身による事業活動はもはや存在しない以上、故人である俳優 X の肖像が故人以外の者による商品等表示となるかが問題となるが、例えば、有名な俳優については、俳優による営業活動のマネジメント事業を行うプロダクションや、俳優の遺族等が、俳優が行った業務により制作された映

<sup>55</sup> 経済産業省知的財産政策室・編「逐条解説不正競争防止法（令和 6 年 4 月 1 日施行版）」[<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chitekki/pdf/Chikujo.pdf>]

<sup>56</sup> 最判昭和 59 年 5 月 29 日民集 38 卷 7 号 920 頁〔フットボール・シンボルマーク事件〕のほか、キャラクターが企業グループの商品等表示として周知となっていることを認めた裁判例がある（東京地判平成 2 年 2 月 28 日判タ 724 号 252 頁〔ディズニーキャラクター事件〕、東京地判平成 6 年 10 月 17 日判時 1520 号 130 頁〔ポパイベルト事件〕、最判平成 9 年 7 月 17 日民集 51 卷 6 号 2714 頁〔ポパイネクタイ事件〕）

<sup>57</sup> 経済産業省知的財産政策室・前掲注 55) 69～70 頁

像、出版物、写真、商標権、その他の権利関係の管理を行っていることがあり、そうした管理が俳優Xの死後も存在する場合には、俳優Xの肖像については、単なる俳優X本人を特定するための情報ではなく、こうしたプロダクション等の管理者を中心とした商品化グループの商品等表示として保護される可能性があると考えられる<sup>58,59</sup>。他方、俳優Xの肖像に関する管理等が行われていない場合には、商品等表示該当性を肯定することが困難となると考えられる。

## イ 周知性

混同惹起行為に当たるためには、商品等表示が「需要者の間に広く認識されている」ことが必要であるが、俳優の肖像がプロダクション等の管理者を中心とした商品化グループの商品等表示として機能する場合であっても、それが需要者の間に広く認識されていることが必要となる。そのため、俳優Xの肖像は当該プロダクション等の管理者を中心とした商品化グループによる商品であることを示しているなどと需要者の間に広く認識されることが必要となると考えられる。

## ウ 同一若しくは類似

混同惹起行為に当たるためには、「同一又は類似」の商品等表示が使用される必要がある。「類似」性について、判例等は、取引の実情のもとにおいて、取引者又は需要者が、両表示の外観、称呼又は観念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものと受け取るおそれがあるか否かを基準に判断するのが相当であるとしているところ<sup>60</sup>、想定事例6では、Yが、生成AIアプリにより、既に故人である俳優Xによく似た顔の者がアクションシーンを演じている動画を生成したものであり、需要者である動画の視聴者が、俳優Xと動画中の人物の外観その他の情報等から両者を全体的に類似のものと受け取るおそれがあるか否かを基準に類似性を判断していくものと考えられる。

## エ 商品等表示として使用

「使用」とは、他人の商品等表示を商品又は営業に用いることを指すものであり、他人の商品等表示を自己識別機能又は出所識別機能を果たす態様で使用

<sup>58</sup> 田村善之『不正競争法概説〔第2版〕』（有斐閣、2003年）541頁は、「肖像等に関する商品化事業が行われていれば、本人の死後も、不正競争防止法2条1項1号、2号の商品等表示（肖像等がその機能を果たしている場合）の保護の法理の下で、結果的にパブリシティを保護しうることもある」とする。

<sup>59</sup> なお、声については、商品等表示該当性が認められる場合は肖像に比べて限られると考えられ、プロダクション等の管理者を中心とした商品化グループの商品等表示となり得るのは、声とセリフの組み合わせや声とキャラクターの組み合わせといった、比較的識別性が高い場面が中心になるのではないかと考えられる。

<sup>60</sup> 経済産業省知的財産政策室・前掲注55）78頁

していない場合には、商品等表示の「使用」には該当しないとされる<sup>61</sup>。

想定事例6では、Yが、生成AIアプリにより、既に死亡している俳優Xによく似た顔の者がアクションシーンを演じている動画を生成し、これをSNS上に公開して収益を得たものであって、視聴者の関心を惹くために俳優Xの肖像の有する顧客吸引力を使用しただけで当然に「他人の商品等表示として使用」と評価できるものではないが、前記アのとおり、俳優Xの肖像がプロダクション等の管理者を中心とした商品化グループの商品等表示に該当する場合には、俳優Xによく似た肖像を当該動画において用いることが、当該商品又は営業の出所を示す表示として機能すると評価され、「商品等表示として使用」に該当する可能性がある<sup>62</sup>。

## オ 混同

混同は、現に発生している必要はなく、混同が生ずるおそれがあれば足りると解されている。「混同を生じさせる行為」には、被冒用者と冒用者との間に競業関係が存在することを前提に直接の営業主体の混同を生じさせる「狭義の混同惹起行為」のみならず、緊密な営業上の関係や同一の表示を利用した事業を営むグループに属する関係があると誤信させるような「広義の混同惹起行為」をも包含するものと解されている。混同の判断は、表示の使用方法、態様等の諸般の事情をもとに、一般人を基準として判断すべきであるとされている<sup>63</sup>。

想定事例6では、動画に出演する人物の外観と俳優Xの類似性の程度、当該人物の動画内における役割等の諸般の事情をもとに、Yの需要者が、Yがプロダクション等の管理者を中心とした商品化グループの一員であると誤信するおそれがある場合には、「混同」があるといえる<sup>64</sup>。

## カ 小括

以上によれば、想定事例6では、一定の場合には混同惹起行為に当たる場合もあると考えられるが、実際に該当するか否かは、個別具体的な事情に即して判断されるものと考えられる。

## (2) 著名表示冒用行為該当性

<sup>61</sup> 経済産業省知的財産政策室・前掲注55) 78～79頁

<sup>62</sup> これに対し、ピンク・レディー事件最高裁判決における第3類型に相当するような宣伝広告利用の場合には、俳優を宣伝広告に出演させたとしても、当該俳優の肖像をもって宣伝広告の対象となる商品を示す商品等表示であるとは考えないであろうとの指摘がある(田村善之『ライブ講義 知的財産法』(弘文堂、2012年)568頁)

<sup>63</sup> 経済産業省知的財産政策室・前掲注55) 81頁

<sup>64</sup> ただし、混同惹起行為については、上記商品化グループとは無関係であるなどの打消し表示が付された場合には、混同の要件が否定される可能性があるため、留意が必要である。

著名表示冒用行為における「著名」は、個別具体的に判断されるべきものであることを前提に、「通常の経済活動において、相当の注意を払うことにより表示の使用を避けることができる程度にその表示が知られていることが必要であり、具体的には全国的に知られているようなものを想定している」とされ<sup>65</sup>、著名表示冒用行為においては、「混同」の要件は不要である。

想定事例6では、俳優Xが全国的に知られていた者であり、俳優Xによく似た者がアクションシーンを演じている部分のみで構成される動画を生成してこれをSNS上に公開して収益を得たような場合で、かつ、前記(2)で検討したように、俳優Xの肖像がプロダクション等の管理者を中心とした商品化グループの商品等表示に該当する場合には、Yの行為は、他人の著名な商品等表示と類似のものを自己の商品等表示として使用したものとして、著名表示冒用行為に当たり得、この場合、著名表示冒用行為においては「混同」の要件は不要であるから、仮に打消し表示があったとしても不正競争該当性は否定されない。

### (3) 損害賠償請求及び差止請求の主体

第2回検討会で整理したとおり、不正競争に対しては、不競法の規定により差止請求及び損害賠償請求をすることができる（同法第3条、第4条）ところ、その請求主体については、営業上の利益を侵害された者（差止請求については侵害されるおそれがある者も含む。）とされている。なお、差止請求のほか、廃棄・除却請求をすることもできる（同法第3条第2項）。この「利益」とは、事業者が営業上得られる経済的価値をいい、収支計算上の利益が中心となるが、事業活動における信用・名声・ブランド価値等の事実上の利益を含むものとされている<sup>66</sup>。

想定事例6においては、俳優Xの肖像がプロダクション等の管理者を中心とした商品化グループの商品等表示に該当する場合であれば、プロダクション等の俳優Xの肖像等を管理する者が、損害賠償請求及び差止請求の主体となり得るものと考えられる。

<sup>65</sup> 経済産業省知的財産政策室・前掲注55) 85頁

<sup>66</sup> 経済産業省知的財産政策室・前掲注55) 167頁

## 第6 死後の肖像権等の侵害が問題となる事例（想定事例7）

## 想定事例7

Yは、画像生成AIアプリに既に死亡している俳優Xの肖像とAの裸の画像とを入力した上で、Xの顔とAの裸を合成する指示をして、Xが裸になっているかのような画像（以下「本件画像7」という。）を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た。本事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。



## 1 死者の肖像権

人格権の「支配権たる権能は、死亡により消滅し、相続もされない」と考えられるから<sup>67</sup>、人格権に由来する権利である肖像権についても、死亡とともに消滅し、相続されないと解されている<sup>68,69</sup>。裁判例においても、「(肖像権等の) 人格権は、その性質上、一身専属権であると解すべきところ、人は死亡により私法上の権利義務の享有主体となる適格（権利能力）を喪失するから、右人格権もその享有主体である人の死亡により消滅するものである。そして、人格権については、実定法上、遺族又は相続人に対し、死者が生前享有していた人格権と同一内容の権利の創設を認める一般的な規定も死者につき人格権の享有及び行使を認めた規定もない」として、死者の肖像権を否定したものがある<sup>70</sup>。

したがって、想定事例7において、俳優Xの遺族が、既に死亡しているXの肖像権が侵害されたと主張し、その侵害を理由とする損害賠償請求及び差止請求をすることは困難と考えられる。

<sup>67</sup> 山野目章夫編『新注民法(1)』（有斐閣、2018）315頁〔山野目章夫〕

<sup>68</sup> 宮川美津子「不正競争防止法による顧客吸引力保護の限界—死者のパブリシティ権の保護を事例として」中山信弘＝斉藤博＝飯村敏明『知的財産権 法理と提言 牧野利秋先生傘寿記念論文集』（青林書院、2013年）942頁。また、中島・前掲注23）4～5頁も、声をみだりに利用されない権利を人声権と定義した上で、「人声権、パブリシティ権とも、人格権に由来するものであるから、その人物の一身に専属し、死亡とともに消滅するため、相続の対象とはならないと解するのが自然であり（民法896条）、少なくとも、精神的価値を保護する人声権については異論がない。」とする。

<sup>69</sup> なお、米村・前掲注53）453～454頁は、人格権の一身専属性は必ずしも論理必然的に導かれるものではなく、人格権の譲渡または相続を認めることに理論的な障害はないと指摘する。また、中島・前掲注23）4～5頁は、人格権に由来するパブリシティ権について、米国の一部の州やドイツにおいては一定の範囲で相続性が認められており、理論的には、人声権が人格権に由来することが、人声権が死亡によって消滅することを必ずしも法的に意味することにはならないと指摘し、「相続性については、人格権法に関する理論の展開と社会的必要性の変化を踏まえた今後の議論の発展に、その解決が委ねられている。」としている。

<sup>70</sup> 大阪地判平成元年12月27日判時1341号53頁

## 2 故人に対する遺族の敬愛追慕の情

故人に対する遺族の敬愛追慕の情も保護されるべき一種の人格的法益である<sup>71</sup>として、遺族の人格権侵害が認められる場合がある。

### (1) 肯定例

大阪地判平成元年12月27日判時1341号53頁

エイズに罹患して死亡した故人の遺影が撮影され写真週刊誌に掲載されたことについて、故人の相続人である父母が、故人の肖像権を侵害されたと主張して出版社に損害賠償や謝罪広告を求めた事案。

裁判所は、死者の肖像権を否定した上で、本件報道が、故人の名誉を著しく毀損し、かつ生存者の場合であればプライバシーの権利の侵害となるべき故人の私生活上他人に知られたくない極めて重大な事実ないしそれらしく受け取られる事柄を暴露したものであり、故人の両親であるXらは、故人に対する敬愛追慕の情を著しく侵害されたものと認められるとして、Xらの上記人格権の侵害による損害賠償請求を認めた。

東京地判平成23年6月15日判時2123号47頁

故人が逮捕連行される姿が撮影された写真がウェブサイト上に掲載されたことについて、故人の妻であるXが、故人に対する敬愛追慕の情を侵害されたと主張してウェブサイトの運営者に損害賠償を求めた事案。

裁判所は、死者の容貌等が撮影された写真を公表する行為が遺族の死者に対する敬愛追慕の情を受忍限度を超えて侵害するものであるか否かについては、当該公表行為の行われた時期（死亡後の期間）、死者と遺族との関係等のほか、当該公表行為の目的、態様、必要性や、当該写真の撮影の場所、目的、態様、撮影時の被撮影者の社会的地位、撮影された活動内容等を総合考慮して判断すべきであるとした上で、故人の妻は、通常、20年以上も前に撮影された亡夫の手錠姿の写真を公表されることを欲しないと考えられること、本件写真は、本件サイトの記事欄のかなりの部分を占める大きさであること、記事の内容に照らし、故人の当時の手錠姿の写真を公開するまでの必要性は認められないこと、本件写真が故人の死亡の2～3日後に公開されたこと等によれば、本件写真の公表は、妻であるXの亡Aに対する敬愛追

<sup>71</sup> 東京地判昭和52年7月19日判時857号65頁は、「死者の親族又はその子孫（これと同一視すべき者をふくむ。以下同じ。以下単に遺族という）の死者に対する敬愛追慕の情等の人格的法益を、社会的に妥当な受忍の限度を越えて侵害した者は、右被害の遺族に対し、これに因って生じた損害を賠償する責に任ず」と判示し、敬愛追慕の情が人格的利益であることを認めた。また、潮見佳男『不法行為法I〔第2版〕』（信山社、2009年）189頁も、死者への敬愛追慕の情を遺族らの人格権として位置付けている。

慕の情を受忍し難い程度に侵害するものと認められるとして、不法行為による損害賠償請求を認めた。

## (2) 否定例

津地四日市支判平成27年10月28日判時2305号115頁

工場爆発事故により亡くなった故人の遺影を、葬儀後の出棺時にテレビ局が撮影して放映したことについて、故人の母が、故人に対する敬愛追慕の情を侵害されたと主張してテレビ局に損害賠償を求めた事案。

裁判所は、本件遺影が通常一般人を基準とするとき、公表されることを欲しないものとはいえないこと、本件遺影を報道することが不必要であるとか、不当な目的によるものであるということとはできないこと、本件撮影は参列者以外も本件遺影を見ることができるといえる状況で行われ、Xらは撮影に明確な拒絶の意思を示さなかったこと等から、本件撮影及び報道により、社会生活上受忍すべき限度を超えて原告の静穏に故人を悼む利益や、敬愛追慕の情を侵害したということとはできないとして、Xの請求を棄却した。

裁判例によれば、故人の肖像の公表により遺族の故人に対する敬愛追慕の情が侵害されたか否かの判断に当たっては、故人が生存していたならば、その人格的利益が当該肖像の公表によって侵害されたといえるか否かという観点を軸として<sup>72</sup>、生者の肖像権侵害の判断と同様、総合考慮による判断枠組みで検討されており、その際の考慮要素についても、遺族による請求であることによる特有の要素として、死亡後の期間や遺族と死者との関係性等が追加的に考慮される以外には、おおむね生者の肖像権侵害の判断と同様の要素が考慮されているといえ、各要素の検討において、生者の肖像権侵害よりも強度の侵害的要素が要求されていることはうかがわれない。

なお、故人に対する敬愛追慕の情に基づく差止請求を認めた裁判例は見当たらないが、敬愛追慕の情が人格的利益である以上、表現の内容や死亡後の期間等の諸事情を考慮して、敬愛追慕の情が違法に侵害されていると認められる場合には、損害賠償請求に加え、敬愛追慕の情に基づく差止請求もし得るものと考えられる

<sup>73</sup>。

<sup>72</sup> 故人の肖像の公開行為について違法性を判断した事案ではないが、東京地判平成23年4月25日（平成21年（ワ）第24065号）は、「死者の名誉ないし人格権は、その法主体性を喪失した死後においてまで、当然に保護されるべきであるとはいえないが、その遺族については、死者の死後も、死者の生存中の人格権が不法行為から保護されることを信頼し、期待すること（敬愛追慕の情）は、民法709条の法律上保護されるべき利益に該当するものと解するのが相当である。そして、その利益侵害の有無は、死者が生存していたならば、その人格権が不法行為によって侵害されたといえるか否かという観点から判断するのが相当である。」と判示している。

<sup>73</sup> 東京地方裁判所民事第9部（保全部）の運用を解説する関述之＝小川直人編『インターネット仮処分の

### (3) 想定事例 7 について

想定事例 7 において、本件画像 7 の公開が遺族の X に対する敬愛追慕の情を受忍限度を超えて侵害するものであるかについては、公開された時期（死亡後の期間）、請求者である遺族と X の関係等に加え、X の生前の社会的地位、活動内容や、本件画像 7 の公開の目的、態様、必要性等の各要素を総合考慮することにより判断すべきである。

本件画像 7 が、第一印象として、俳優 X が裸になっているかのような印象を見る者に与えかねない程度に精巧さを備えている場合や、少なくとも、見る者に X の裸体を容易に想像させるのに十分な程度に巧みに合成されたものである場合には、本件画像 7 の公開は、X が生存していたならば強い羞恥心や不快感を抱かせ、自尊心を傷つけるものと認められ、遺族の X に対する敬愛追慕の情を受忍すべき限度を超えて侵害していると評価され得ると考えられる。

---

実務』（金融財政事情研究会、2018年）85頁も、「死者に対する敬愛追慕の情が人格的利益である以上、差止めについても他の人格権と同様に認められると解するのが自然であり、差止請求についても認められるべきであると解される」としている。